\bigcirc 経 済産業省令第 五. 十七号

環境 影 響評 価 法 施 行 令 0 __ 部 を改 正する政令 (平成二十三年政令三百四 [十号) (T) 施 行に 伴 い 並 び に 環 境

影 お 響 1 評 7 準 価 用す 法 平 る場合を含む。) 成 九 年 法 律 第 並 び + に第十 号) 第四 条 第 条 第 項 項 \hat{O} 及 規 び 第三 定 に 項 基 一づき、 (同 条 第 発 匹 電 項 所 及 \mathcal{O} 設 び 同 置 法 又 は 第二十九 変 更の 工 条 第 事 二項 \mathcal{O} 事 12 業

八

に 係 る 環境 影 響評 価 \mathcal{O} 項 目 並 立びに当る 該 項 目 に 係 る調 查、 予 測 及 び 評 価 を合っ 理 的 に 行うため \mathcal{O} 手 法を選定す る

た \Diamond \mathcal{O} 指 針 環 境 \mathcal{O} 保全の ため \mathcal{O} 措 置 に関 する指 針 等を定め る省令 \mathcal{O} 部を改正する省令を次の ように定 8

平 ·成二十四年七月三十一 日

る。

経 済 産 業大臣 枝 野 幸男

発 電 所 \mathcal{O} 設 置 又 は 変 更 \mathcal{O} 工 事 \mathcal{O} 事 業 12 係 る 環 境 影 響 評 価 \mathcal{O} 項 目 並 び に 当 該 項 目 12 係 る 調 査 予 測 及 てバ

評 価 を合 理 的 に 行う た 8 \mathcal{O} 手 法 を 選 定するた 8) \mathcal{O} 指 針、 環 境 \mathcal{O} 保 全 \bigcirc た 8 \mathcal{O} 措 置 に 関 す る 指 針 等 を定

8 る省令 \mathcal{O} 部を改 正する省令

発

電 所 O設 置 又は 変更の 工 事 の事 · 業 に係 る環境影 響 評 価 O項 目 並 び に当該 項目 に 係 る調・ 査、 予 測 及 び 評 価

を合理的に行うための手法を選定するための指針、 環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令(

平成十年 通 商 産業省令第五十四号) の一部を次のように改正する。

第 条中 「 及 び ホ か らチまで」を ホ か らチまで、 ル及びヲ」に改める。

第二条第一 項 中 「及びホからチまで」 を 一、 ホからチまで、 ル及びヲ」に改め、 同項第三号を次のように

改める。

三 次 \mathcal{O} 1 か らハまでに掲げる種 類の発電所を設置する場 所 の周 囲 キ 口 メ ĺ ŀ ル の範 囲内に、 工 事期 間

が 重 な る一 以 上 一の当 該 発 電 所 と 同 種 類 \mathcal{O} 発 電 所の 設 置 によ り、 総体 とし て \mathcal{O} 発電 出 力 が 令 別 表第 \mathcal{O}

五. 一の項 の第二欄に掲げる要件のうち事業の規模に係るもの (次号において 第一 種事業規模」という。

に 該当することとなること又は第五号から第二十八号までに掲げる要件のいずれかに該当することと

なること。

イ 水力発電所

ロ 火力発電所(地熱を利用するものに限る。)

ハ 風力発電所

条第一 項第四号中 「 一 つ 以上」を「一 以上」に、 「を超える」を 「に該当する」 に改 め、 同 項第七号

中 同 条第三 項」 を 同 条 第二項」 に 改 め、 火 力 発電 所 0 下 に 又 は 風 力発電 所 を 加 え、 同 [項第十¹ 号

及 び 第二十 匹 号中 火 力発 電 所 \mathcal{O} 下 に 又 は 風 力 発 雷 所 を加 える。

第五条中「第十一条第三項」を「第十一条第四項」に改める。

第六条第一項第二号イ中「別表第四」を「別表第五」に改める。

第七条第一項に次の一号を加える。

五 風力発電所 別表第五

第七 条第二 項第二号並 び に 第三項第一号ロの(1)及び第四号イ中 「別表第四」 を 別 表第一 五 に改める。

第八 条第 項第三号中 別 表第 五. から別 表第八ま で を 別 表 第六 か 5 別 表第十 -まで」 に 改 \Diamond る。

第九 条 第 項 中 別 表 第 五. か 5 別 表 第八、 (まで」 を 別 表 第 六 カン 5 別 表 第 + まで」 に 改 め、 同 項 第 号 中

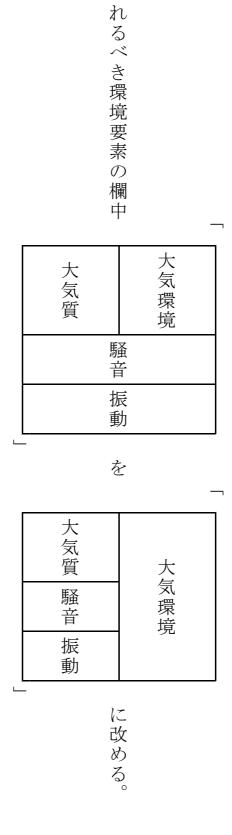
別 表第 五. を 别 表第六」 に 改 め、 同 項第二号中 別 表 第 六 を 別 表 第七」 に 改 め、 同 項 第 三号中 別 表

第 七 を 別 表第八」 に改 め、 同 項第四号中 「別表第八」 を 「別表第九」 に改め、 同項に次の一号を加える。

五 風力発電所 別表第十

第十条及び第十一条中 「別表第五から別表第八まで」を「別表第六から別表第十まで」に改める。

別表第三の 環境要素 の区分の環境 の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、 予測. 及び評価さ



別表第八の重要な種及び注目すべき生息地の項第一号イ中 「爬虫類」を 「爬虫類」 に改め、 同表を別表第

九とする。

同 別 表 表 第 \mathcal{O} 水 七 中 \mathcal{O} 濁 「 通 り \mathcal{O} 行」 造 成等 を \mathcal{O} 運 施 行」 工 に に よる 改 め、 時 同 的 表の粉じ な 影 響の ん等 項第七号中 \mathcal{O} 建 設 機 械 「浮 \mathcal{O} 稼 遊 物 働 質量 \mathcal{O} 項 第 に を 号 中 小水 \overline{O} \mathcal{O} 種 濁 類 ŋ É を削 に 改 り

な を加え、 同 表 0 重要な種及び 注 目すべき生息地 (海域に生息するも のを除く。 の項第一 号イ中 「爬虫 め、

同

表

 \mathcal{O}

重

主要な地

形及び地質の項第八号中

「重要な地形」を

地地

形」に改め、

「踏まえ、

の 下 に

重

要

遊 類」 泳 動 を 物、 爬は 潮 虫 類」 間 帯 生 に 改 物 め、 (動 物 同 表 \mathcal{O} 海 底 生 域 に 生 生 物 息する 動 物) 動 物 動 \mathcal{O} 物 地 形 プ ラン \mathcal{O} 改 変及び ク トン、 施 卵 設 \mathcal{O} 存 稚 仔 在 \mathcal{O} 以 項第 下 海 号 生 1 中 動 物 魚 کے 等 \mathcal{O}

う。 を 海 生 動 物 に 改 8 同 表 \mathcal{O} 海 域 に 生 育 す る 植 物 \mathcal{O} 地 形 \mathcal{O} 改 変 及 び 施 設 \mathcal{O} 存 在 \mathcal{O} 項 第 号 1 中

潮 間 帯 生 物 植 物 海 草 藻 類 及 び 植 物 プ ラ ン ク 1 ン 以 下 海 生 植 物 とい う。 を 海 生 植 物 12 改

め、 同 項 第 五. 号 中 前 号 を 第三 号 に 改 め、 同 表 \mathcal{O} 海 域 12 生 息 す る 植 物 \mathcal{O} 施 設 \mathcal{O} 稼 働 (温 排 水 \mathcal{O} 項 第

五. 号中 前 号」 を 第三号」 に 改 め、 同 表 \mathcal{O} 主 要 な 人と自 然と \mathcal{O} 触 れ 合 11 \mathcal{O} 活 動 \mathcal{O} 場 \mathcal{O} 資 材 等 \mathcal{O} 搬 出 入 \mathcal{O} 項

第 几 号 中 第三 号 を 前 号」 に 改 \Diamond 同 表 を 別 表 第 八 とす

別 表 第 六 中 通 行 を 運 行 に 改 め、 同 表 \mathcal{O} 粉 ľ W 等 \mathcal{O} 建 設 機 械 \mathcal{O} 稼 働 \mathcal{O} 項 第 号中 \mathcal{O} 種 類 を削 り

同 表 \mathcal{O} 水 \mathcal{O} 濁 ŋ \mathcal{O} 造 成 等 \mathcal{O} 施 工 12 ょ る 時 的 な 影 響 \mathcal{O} 項 第 七 号中 「浮 遊 物 質 量 に を 水 \mathcal{O} 濁 ŋ に 12 改

め、 同 表 \mathcal{O} 重 要 な 地 形 及 び 地 質 \mathcal{O} 項 第 八 号 中 重 要 な 地 形 を 地 形 に 改 め、 を 踏 ま っえ、 \mathcal{O} 下 に 重

要 な を 加 え、 同 表 \mathcal{O} 重 要 な 種 及 び 注 目 す べ き 生 息 地 海 域 12 生 息 す る Ł 0) を除 く。 \mathcal{O} 項 第 号 Ż 中 爬

虫 類」 を 爬は 虫 類」 に 改 め、 同 表 \mathcal{O} 海 域 に 生 育 す る 植 物 \mathcal{O} 地 形 改 変及 び 施 設 \mathcal{O} 存 在 \mathcal{O} 項 第 五. 号及 び 同 表 \mathcal{O} 海

域 に 生育、 する 植 物 \mathcal{O} 施 設 \mathcal{O} 稼 働 (温 排 水 \mathcal{O} 項 第 五 号中 前 号 を 「第三号」 に改い め、 同 表 \mathcal{O} 主 要な人と自

然との触れ合いの活動の場の資材等の搬出入の項第四号中「第三号」を「前号」に改め、 同表を別表第七と

する。

別表第五 の重要な種及び注目すべき生息地の項第一号イ中 「爬虫類」を「爬虫類」 に改め、 同項の第八号

中 「 動 物 の下に「(水生動物を含む。)」を加え、 同表を別表第六とする。

別表第四の次に次の別表を加える。

別添 別表第五 を挿入

別表第九の次に次の別表を加える。

別添 別表十 を挿入

附則

する。

この省令は、 環境影響評価法施行令の一部を改正する政令の施行の日 (平成二十四年十月一日) から施行